



Tax & Legal Services Newsletter

ペナルティーおよびサーチャージの控除に関する租税委員会採決

タイ国租税委員会は、租税委員会採決 No. 10/2528 を廃止し、タイ国税法に基づき科されたペナルティー、サーチャージおよび罰金（以下、「ペナルティ等」）は法人所得税の計算上損金に算入できないことを確認する租税委員会採決 No. 40/2560 を公表しました。

タイ国歳入法Section 65 ter (6) は、法人所得税の計算上、ペナルティー等の損金算入を認めていません。租税委員会は当初、租税委員会採決 No. 10/2528 において、損金不算入とされるペナルティー等はタイ国歳入法に基づいて科されたもののみとし、その他の税法に基づくものは含めていませんでした。しかしその後、タイ国最高裁判所の判決No. 1109/2559 は、法人所得税の計算上損金不算入となるペナルティー等には他の税法に基づくものも含まれるとしました。

上記判決に従い租税委員会は、他の税法に基づくペナルティー等も処罰として科されたものであると判断し、法人所得税の計算上、損金算入を認めるべきではないとしました。

召喚状の発行期限の延長に関する租税委員会採決

タイ国租税委員会は、納税者が申告書に虚偽もしくは不適切な情報を記載していると信じるに足る理由があるが、申告書提出期限から2年以内に税務調査のための召喚状が発行されておらず、また歳入局長が召喚期限の延長（すなわち、タイ国歳入法 Section 19 に基づき申告書提出期限から2年を超えて5年まで延長が認められる）を承認していなかった場合における召喚状発行期限の延長に関する租税委員会採決 No. 41/2560 を公表しました。上記の場合財務大臣は、召喚状の発行期限を申告書の提出期限から5年を超えて延長するためにタイ国歳入法Section 3 octo に基づく権限を行使することはできません。

付加価値税（VAT）e-tax invoiceの作成

タイ国歳入局は、年間所得金額が30百万バーツ以下の個人や法人のVAT登録事業者による電子式税額票（e-tax invoice）の作成、発行および保管に関する規則を公布しました。該当する事業者は e-tax invoice を使用するための承認申請書を歳入局長に提出することができますが、当該規則の要件を遵守しなければなりません。

高齢者の雇用に係る二重控除

勅令 No. 639 は高齢者の雇用費用の200% 控除を認めています。新たな規定の主な特徴は以下のとおりです。

- 高齢者（60歳以上）である従業員数が当該法人の総従業員数の10%以下である場合、法人所得税の計算上、高齢者の雇に関連する費用の二重控除を認める。
- 対象となる高齢者は従前より当該法人に雇用されていたタイ国籍者でなければならず、かつ過去および現在を通じて当該法人もしくはその関連会社の役員もしくは株主であってはならない。

歳入局長通達 No. 290 は、当勅令に基づく控除の要件を以下のとおり定めています。

- 対象となる雇用関連費用には一定の法定費用（例えば、社会保障基金への拠出金）は含まれない。
- 法人は歳入局による確認を得るために、二重控除を適用する高齢者に関する報告書を作成しなければならない。
- 法人は会計期間終了後150日以内に高齢者に関する情報を提出しなければならない。

地方のインフラストラクチャーおよび観光地の開発に係る費用の控除

地方のインフラストラクチャーおよび観光地の開発に係る費用の二重控除を認める勅令No. 632の公布を受けて、歳入局長通達は当該控除を適用するための要件を定めています。

- 控除対象となる費用は、政府機関もしくは地方自治体による承認を受けていなければならない（例えば、送電、水道、交通網）。
- 当該費用は、政府機関もしくは地方自治体の計画に基づく投資でまだ政府からの資金を受けていないプロジェクトに関連したものでなければならない。
- 法人は出資に係る所有権を政府機関や地方自治体に無償で譲渡しなければならない。
- 法人は当該費用をタイ国歳入法 Section 65 ter (3) に定める公的寄付金として取り扱ってはならない。

中小企業を支援するための費用の控除

歳入局長通達 No. 285は、勅令No. 631 で認められた中小企業を支援するための費用の二重控除の要件を以下のとおり定めています。

- 貸出保証手数料については、タイ国信用保証公社が発行する領収証に支払者として控除を申請する法人名が明記されていなければならない。
- タイ国工業連盟あるいはタイ国商工会議所により承認された費用については、タイ国歳入局が指定する様式で、タイ国工業連盟/タイ国商工会議所および支援法人による共同計画書および証明証を作成しなければならない。

歳入局のルーリング - 車両の割賦販売に係るVATの計算

歳入局発行のルーリングでは、A社が顧客に100万バーツで車を販売したケースについて言及しています。ある顧客が頭金15万バーツをA社に支払い、A社は5万バーツの値引きをしました。その後当該顧客が割賦販売業者であるB社と割賦販売契約を結んだため、A社はB社に80万バーツで当該車両を売却し車両の所有権も移転しました。

タイ国歳入局は、A社はB社が割賦販売を行うためにB社に当該車両を売却したとしました。すなわち、A社は値引き前の販売価額100万バーツをベースにVATを計算する必要があり、B社が再販売するために値引きが行われたと見なされるため、A社はB社に支払った値引き分に係る源泉税の控除が必要となるとしました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、**Japanese Services Group (JSG)** は、**35年以上の歴史と実績をもつ**、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約**850名**を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人**8名**が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0000	Ext. 13399	Ext. 11676
Ext. 40119		

Anthony Visate Loh

**Business Tax & Indirect Tax,
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Darika Soponawat

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

**Business Tax (Business
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.